

北洋の制限問題

～ モスコー交渉まで ～



秋庭鉄之

3月21日、例の北洋の鮭鱒漁業の制限が日本に通告されて以来、現在の日ソ漁業交渉に及ぶまで、北洋漁業は日本中の耳目をひきつけていた。然し、ほかの誰にもましてこの問題に注意していたのは当面の漁業者とその関係者に違いないが、日本政府の首脳部とわれわれ孵化場の職員が目をそらせなかつたことも事実である。

この問題の基礎的な考え方となつているのは資源の維持である。小なりと雖も極限されている日本に於て3億台の孵化事業をもつていることはその努力の一部としてあげられて差支えないものではあるまいか。僅かに国会に参考人として呼ばれた高野源蔵氏がそのことにふれたほかは2,3の新聞が記事の一部にあげた程度で、政府から資料的な意味でも孵化事業の発表がなされたことはない。日夜現地の僻地で事業に当つている場員にすれば、割りきれないものがあるに違いない。

だが、この問題は現在のところ真面目に一歩一歩積み重ねて最終的な結論——漁業協定又は条約——になるというようには予定されていないようである。いわゆる“政治的な解決”がその全部になる

かも知れない。でなければ現在操業中の北洋漁業には間に合わないからで、こうした情勢のなかからは孵化事業も出て来ないのかも知れない。

然し、問題は鮭鱒資源にあるのであつて、その意味では孵化場の関係者こそが最も積極的に関与すべきことである。こうした立場から現在（5月10日）に迄及んだこの問題の経過を多少分析して扱つてみたいと考えた次第である。

なおこの論稿がその体をなしており、多少とも関係者各位の今後に役立つたすれば、御協力頂いた水産記者各位の御理解の深さによるものです。

ただ残念ながら現在交渉中のものであるためにその結論がない。従つてあるものには予想が入り、推測がある。又、ことが外交問題であるだけに結論が出てもその経過上の秘密は簡単に知る訳にゆかないと思われる。本稿が断片的にならざるを得ない理由はこうした点にあるので宜しく諸賢の御了解をお願いします。

× × × ×

制限措置は予告なしに発表されたわけではない。一般には爆弾的な印象を与えはしたが、識者は昨年辺りから予期していたことであつた。（昨年の中央公論10

月号に杉浦明平氏が論稿をよせている) いまそのことを経過的にあげてみると

- 1) 昨年4,5月にローマで行われた海洋資源の国際会議の席上、ソ連代表が北洋の乱獲を指摘し、日本の代表として出席していた藤永水産庁研究部長に迫ったことがあるが、このことはこの制限の最も最初の段階であつたと思われる。

この会議は「海洋生物資源維持に関する国際技術会議」と呼ばれ、席上ソ連側は次のような紅鮭の漁獲高を示した。

年次	ソ連	日本 (北洋)	産卵に浜上 したさけ
51	4,430	—	2,340
52	3,650	73	2,350
53	2,360	1,581	1,200
54	1,500	3,810	320

(単位は千尾)

こうしたデータerによつてソ連は日本が「産卵地へ移動する道の公海上で乱獲し」て「近き将来絶滅に導く」と主張したものである。

- 2) 7月下旬、モスクーで開催された国際捕鯨会議に出席した岡井水産庁次長は「ソ連が沖獲り(母船式操業)を始めたため、今年度の西カムでの操業には異常な神経を使つており、明年ソ連側が大規模な操業を行うとすれば日本側の許可内容も当然制約を受ける」と話し、ソ連の計画的な調査とそれによる将来の制約を予想している。
- 3) 9月30日、水産経済新聞は明年の北洋出漁前にソ連の諒解を得るべきだとの記事をのせた。
- 4) 1月6日、大西北洋水産社長が狸穴のソ連代表部でドムニツキー氏と会つ

た時には「従来ソ連はねむれる獅子といわれていたが、そろそろ目の前をチヨロチヨロするねずみを押えるために目をさましてもよい時」とまで云われたと発表され、次のような談話がのせられた「日本は公海とはいえ、ソ連のごく近くに大量の船団を出して漁業を営んでいるが、未だかつて一度も相談や通告をうけたことがない。公海でソ連へ何の相談もなしに行つていける日本の都合のみの操業に対しソ連はソ連の都合のみで行動をおこしても公海だから何ら差支えないと解釋される。もしそのような場合におこる一切のこの責任は日本側にあるとみなさなければならぬ」と。そしてこの談話はソ連のバルチック艦隊が極東海域で大演習を行うことの意味だと取沙汰された。

- 5) 1月31日の第18回目ソ交渉ではマリク全権が漁獲の規制と制限を強調した。
- 6) こうした情勢があつて2月10日のモスクー放送がなされた。この10日のソ連閣僚会議の「日本漁船による極東水域鮭鱒の乱獲停止の緊急措置」と15日に行われたチモシエンコ漁業次官の対日警告は最初の、しかも公的な発表と思われたにもかゝらず、日本の関係者はこの通告を余り重視しなかつたようである。従つて3月21日の発表以降はその具体化がもられているものであることは注意さるべきであろう。次に掲げたのは外務省の訳によるその全文である。

2月10日のモスクー放送

判明したところによれば、暫く前にソ連閣僚会議において極東のサケ、マスの

増殖および保護に関する問題が審議された。ソヴェット諸組織はカムチャツカ、オホツク海沿岸において繁殖する魚資源の保護および増殖を対象とする広汎な措置とサケ、マスに必要な増殖水準を確保するために年々数千万ルーブルを支出している。サケ、マス漁業はオホツク、カムチャツカ沿岸並びにその他極東地区の地方住民の基本的生業であるとともに、それはソ連極東の極めて貴重な魚食料製品の生産を保証するものである。

併し現有の科学的な産業資料は近年これら魚資源が著しく減少していることを示している。

極東のサケ、マスの減少は魚が産卵地へ移動する途中の公海において日本漁業家がこれら魚族の乱獲をいよいよさかんに行つている結果である。この水域において日本漁業家が獲つている漁獲のもようとは方法はソ連の諸企業が個々の漁区においてサケ、マス漁の著しい減少、ないし完全な停止さえ行つているにもかかわらず魚の産卵地への移動をさまたげ、きわめて近い将来極東のサケ、マス群の絶滅を不可避免的に導くであろう。

極東のサケ、マスの生物学的特殊性—サケ、マスが産卵のために上つてくるソ連極東諸河川における一回の産卵、淡水における魚と稚魚の發育、幼魚としてそこから海に下つていつた同じ河川の成魚が産卵のために帰つてくること—のためにサケ、スマ源の状態は単に河川における産卵期の諸条件ならびにそこにおいて実現される保護手段のみならず、まずもつて海から産卵河口へ到来するサケ、マスの数いかに上つていっているのである。

しかるに一連の水域において日本漁船

が海中に設ける大量の漁網壁は、サケ、マスが産卵期に河川に向う途中をほとんど完全に閉じている。

そのため1955年においてはソ連の権威ある機関の資料によれば、オコツク、カムチャツカ沿岸の多数の河川えはノーマルな増殖に必要な魚のわずか10～15%がきているに過ぎない。

ソ連の権威ある機関は醸成された情勢をソ連邦の最寄りの地区の経済に対する脅威、また一部日本漁業家がソ連の合法的利益を考慮することを希望しないものとみなさざるを得ない。醸成された情勢は世界の食料資源の状態に反映せざるをえず、またソ連邦国民のみならず、日本国民をも含むその他諸国民に損害をもたらさざるを得ないことは全く明らかである。

上述の事情を考慮し、ソ連邦閣僚会議は漁業者ならびにその他当該機関に対しサケ、マスを移動の途上で乱獲するのを停止するための急緊措置に関する提案を準備するよう指令した。

但しこれら措置は今後上記サケ、マス漁業が調整されるまでの間実施されるものであることを考慮しているものである。

× × × ×

かくて局面は好むと好まざるとにかゝらず、3月21日の放送の後では急転直下し、不安な北洋出漁の最中に交渉をもたねばならない状況に追いやられるに到つたが、こうした経過をみると、公海漁業からしめ出すという一般の怒りを含んだ輿論は當つていまいと思われる。特に又、ソ連だけでなく他の国々の日本を扱つて來ている態度、そうしたものを総

合的に反省してみる必要があるのではあるまいか。

このことは次のようなことでも注意をひく。それは日本のことについての外紙の記事は大凡日本の新聞に紹介されているのにもかかわらず、これ程相当の期間に亘つて日本の輿論を動かしているニュースが外紙には殆どのせられていないようで、関係の記事としては、カタダの漁業労組がソ連よりも少ない数、2千万尾程度の漁獲量を希望すると決定していることで、こうした動きは今の日本にとって何等有利にならないどころか、むしろ不利な情勢をもたらすに過ぎない。

又、アラフラ海の真珠貝採取を従来より更に制限するという。そして又過去のことについてみると、日米加の漁業条約においても北太平洋のほど $\frac{1}{3}$ 、アメリカ側の公海は入られないこととされているし、季ラインの非常識さは別としても、南太平洋で行われる水爆実験にしてもまぐる漁に対する話合いはされてもいゝ筈だと思われる。

そうしたすべての公海漁業からの制限は納得のいく形できめられてはいない。むしろ漁業交渉に応じ話合いの場が与えられている現在の日ソ関係の方が従来あつた形よりは気持のよいものではあるまいか。

漁業交渉をもつことが決められる以前に日本人の気分を陰鬱な状態に陥入っていた一つの空気は以上の傾向によつて公海から締め出されていた日本の立場をしらずしらずの間に認めていた一種の劣等意識であつたに違いなく、季承晩ですら押し通して来ているという先入主が、ソ連の一方的制約を予想し、強権的な圧力

として受入れたかのように見受けられる。いわば悲観的な空気が支配したのは日本人のみる不法性ではなくて、外国人のみる日本を意識していたからと云えるであろう。

× × × ×

エドガー・スノーの中国の「赤い星」によると延安の洞穴の中で毛沢東がスノーに対して、大東亜戦の結末と中国の興隆そして、その後の情勢を予言しているが、この予言は殆ど正確に適中している。このことは驚くべきことで、ソ連の日本に対する態度にもそうした先を見越しての周倒さがあるのではあるまいか。いまの問題を考える場合の一つの鍵として受取つていいのではないかと思われる。

例えば、スターリンの日本国民への年頭の挨拶、中ソ共同宣言の中での日本への友好の呼びかけ、1昨年のもロトフの呼びかけ、保守派の重光外相を通じての首相への書簡等についてみても、単に平和攻勢という言葉だけでは済まされないものがある。表面だけでは理解し難い計画的なものであり、もつと内容の深いものではあるまいか。

北洋出漁は年を追つて船の数がふえ、又年を追つてカムチャツカ半島からの距岸距離は短縮されていつた。それと併行して前記のローマ会議でのソ連代表の発言があり、ソ連側の新聞、雑誌には日本を非難する文章がのせられていた。

こうした一連の漁業を中心とする傾向のほかに最も大きな問題だつたのは日ソの国交回復で、一向にはかばかしくないロンドン交渉は領土問題の2点にひつかかつて困難をきわめた。領土問題は日ソ

の関係を解決する最大の鍵であり、漁業交渉はソ連にとつては2次的なものだつたに違いない。

領土問題は昨年1月29日、沢田国連大使を通じ、ソボレフ国連大使に対して「齒舞、色丹の返還」が条件として提示されていた。これに対してソ連側は、色丹、齒舞の非武装譲渡の線から無条件譲渡の線になつたが、後になつて日本側から国後、択捉島が提案されて急に硬化した。このことについては9月にフルシチョフ氏が日本の国会議員団に「千島一樺太は絶対に守る」と言明し、この方針を崩そうとはしていない。河野農相が19船団という戦後最大の今年度の出漁許可をなしたのは12月7日である。すなわち、昨年急激に悪化していた北洋に対するソ連の動向に一向お構いなし、しかも領土問題で硬化している日ソ関係を石をなげ込むような結果となつてしまつたもので、前記の岡井次長が「注意すべき」であるという今年の出漁に対して殆ど対策なしの許可となつたように思われる。

この間には種々の取沙汰があるが、真実のことはわからない。只、日魯、日水、太洋の3大会社に系列化すべきことを業界に示したのは事実で、そうした方向づけによる弱少の独航船側が仕込み前借等のために大会社との封建的な従属関係を予想させた。

× × × ×

1月6日にはドムニツキー氏が「目の前のねずみ云々」とのべたが、この談話はソ連がよもや季承晩ばりの弾圧はあるまいと一種の信頼感から左程の動搖はなかつた。

ロンドン交渉は1月17日に再開し、

2月10日の会談のあと中絶した。これは、マルク全権が突然第20回ソ連共産党大会に帰国したからであつたが、偶然とはいえこの日が例の「モスクー放送」のあつた日である。このソ連閣僚会議の決定は日本の内部に異常な衝撃を与えはしたが、しかし、日本側としては国交回復交渉中に話し合いをぬきにした実力的制限措置はやるまいとの観測があり、この種の観方に立てばロンドン交渉への石投げに過ぎないとの論も成り立つ訳ではあつた。しかし、その後の事実の経過はこのロンドン牽制論が誤りであることを示した。共産党大会でのスターリン批判を中心としたソ連の変貌からも、日ソ交渉に「何等かの変更」が期待されていたにもかかわらず、3月10日以降の交渉再開後も従来と何等の変化はなく、結局、色丹、齒舞だけではすまない日本と、それだけしか譲らないソ連とが友好的に袂を別つて終つてしまい、マルク全権は少しも北洋問題にはふれなかつたのである。

この間2月14日には水産庁から500隻による独航船の許可が発表された。政府部内には静観論が強かつたと思われる。

だが1部では必ずしも静観ではなく、27日に行われた北方漁業期成会の会合(札幌)では制限を必至とみ、対策の必要なことが考えられたし、いくつかの業界紙はいゝ加減にはすまされないことを力説した。特に「水産北海道」が次のようにのべているのは特筆される。

形式を整え、ツジツマを合せ、首尾の一貫をはかることについて国際的に定評あるソ連政府の従来やり方のなかから今度の鮭鱒制限の問題だけを逆

にさかのぼつてみても（中略）一貫して実態がここまで進展して来たのであるから、2月11日のモスコウ放送が尻切れトンボに終つたり、実力を伴わない単なる監視であつたりすることは恐らくあり得ないであろう。

だが、業界側でも大日本水産会は28日の日ソ漁業特別委員会では静観説、日ソ交渉再開待ち、が勝をしめていた。

× × × ×

再開したロンドン交渉は3月20日に無期限休会に入つた。そして又偶然にも翌21日に実質的に2,500万尾に制限するという第2次放送が行われた。この2月10日といひ、3月21日といひ、又この後の第3次放送の綱目に到るまでの細い規定が発表された4月21日は河野農相がモスコウへ飛び立つた時に行われたもので、こうした事実は必ずしも偶然とは云えないのではあるまいか。うがつた観方をすればモスコウは日本の動きに波長を合せて動いているということであり、その理由は心理的に効果の高い方という演出効果が考えられているともみられる。こうした外交の1つの方法はこの後も見受けられるに違いない。

3月21日の放送に対して政府の態度は非常に敏速だつた。翌22日には松本全権をしてマリク全権に抗議せしめ、23日には日ソ交渉を申入れさせた。

業界も動搖し、在京の本道業者代表は23、4日と政府の各方面に陳情しているし、22日函館市議会をはじめ各地の自治体や関係団体が政府にせまつた。然し、中心的な存在である道議会が要望書の決定をみたのは3月13日である。こうした動きのなかでもたれた見解は、南千島

を諦めて日ソ国交の回復を求めるか、或いは領土問題を後まわしにする戦争終結宣言方式をとつて狸穴の代表部を正式に認める等の措置を講ずるのでなければ局面は打開出来ないと考えられた。

そして、国内の動搖は4月9日の交渉承諾の回答があるまで続いた。まさかと思つていたことが本当になり、しかも相手のピストルには実弾の入つていないことが確認されたのである。撃つことはないだろうと思ひながらも、相手の真意がわからない以上は右するも、左するも見当のつきかねる状態に追込まれた。こうして興廢の岐路に立つた母船会社は政府に依らずに訪ソ折衝をすゝめようとまで焦つたが、これに対して農相はむしろ冷淡だつた。

× × × ×

こうした動搖のなかで北洋問題だけで日ソ関係が調整される訳のものではないから、その中心的な命題だつた領土問題も併行して解決点が見出されようとしていた。然し、国内の動きはこの2つが調整されたものではなかつたのである。すなわち、4月2日に札幌で北洋懇請大会が開かれ、さらに6日には新橋駅前で全国漁民大会が開かれたがこうして盛り上げられた結論は「即時国交回復北洋解決」であつて、今はもう国後、択捉でもあるまいとするものであつた。

然し、他方4月下旬にもたれた根室の住民大会では「国後だけは絶対譲れない」とする意見が強く、色丹、齒舞だけの国交回復論は世論を統一するに至らなかつた。これはあたかも明治中期の自由党が首領板垣の転向後も下部大衆が頑として肯かず、益々政府への抵抗を強めた

ようなもので、南千島を諦め得ない人々に多年吹き込んできた領土愛の火は火元が消えても容易に消えようとはしなかつたのである。だが、国交回復は何れの場合も焦眉の急と考えられた。国交回復の友好的な空気だけでも、或はソ連領海漁業黙認の効果があるかもしれないし、英ソ漁業協定のように3浬までの入漁を認めてもらうことも期待出来ようから、こうしたことだけでも漁民にとつては望ましいことだつた。

× × × ×

さてその打開の方法は日ソの復交である。このために色丹、齒舞だけで我慢するならばロンドン交渉はまとまつていた。そしてそのことが出来ず、しかも国交回復を急ぐのであればアデナウアー方式が考えられる。そして今回の場合はこの戦争終結宣言方式がとられる公算が多い。何故なら前記のように領土問題の国論統一が容易でないことが最大原因で、国交回復は北洋問題の友好的な解決、調査事務所の設置、ソ連代表部の承認等の形で実質的な、なしくずし的な国交回復がすすめ易い。この場合国後、択捉の復帰は簡単に期待できないわけであるが、以上の事情から止むを得ないことになるのではあるまいか。

× × × ×

3月23日、ソ連に対して漁業交渉を申入れたのに対して、返事は中々来なかつた。そして、必ずソ連が応ずるだろうという公算もなく、いわば「薄氷を踏む思い」で日を送つていた頃、交渉承諾の返事がロンドンを經由してやつて来た。返事は直ぐに来なかつたのである。心理的には日本の情勢が重苦しくなつて来た、

しかもこれ以上来なければ逆にソ連に対する反感になつて行くかも知れないという時期に返事があつたのである。だからこの返事は「快報」となり、極言すれば「有難かつた」ものとなつて受取られた。

だが、この「東京でもモスコウでもよい」との返事に対して、重光外相が直ちにモスコウで交渉することを回答したことは些か納得のゆかないことであつた。東京でやれば、輿論も反映させ、交渉経過を明瞭に注視することが出来るのだから、モスコウ決定に対して水産業会が強い憤懣を示し、大日本水産会の日ソ特別委員会が東京説を主張したのは極めて当然であつた。恐らくは、東京で交渉することによつて生ずる、ソ連代表部の承認、交渉使節団の公的な来朝などが、国交回復に流れ込むことを恐れたのではあるまいか。こうした対ソ折衝のすゝめ方は「日ソの友好関係を抜きにして、本道漁民の安定はあり得ない」とする立場からは不愉快な現象として受けとられた。このことは又、対中国関係についても、恐らくは莫大な人口をもつ中国との自由な交流によつて特に水産物の輸出が開かれるであろうに、現在のヨシの髓から天井をのぞく現状では甚だしく業界の不利益になつているかもしれないということ、出来れば西欧独立国なみの対中国関係を打ちたてるのが急務だと考えている一般業界の希望が容れられていないことについてもいえる。

一体、そうしたことについての工夫と決断さえも難しいという理由は奈辺に存在するのであろうか。モスコウで行われる交渉が矢張りヨシの髓からのぞく式になることは否めない事実となるであろう

う。

× × × ×

その翌11日、交渉の代表は河野農相に決定した。重光外相、芦田氏等の外交専門家は西大使を推せんしていたが、首相は河野氏を命じ、その後、13日首相は大阪で調査事務所の設置にまで言及している。このことでは翌日、重光外相はその必要はない、と反論しており、一連の問題を通じて政府、与党の喰い違つた傾向は益々はつきりして来た。

そして又、思いがけない首相の手際よいすすめ方は一部にソ連代表部からの意向があつたのだとする巷説を生み、だから河野代表のその後の誘話でも「確信にみちた」ように見受けられるのではないかと取沙汰された。確かに最初のモスコー放送以来農相がこの問題にふれることをさけていたという傾向は代表決定以降の変化からすれば、なにか原因があつたように思われる。

一方、この数日前、ドムニツキー氏は夏堀代議士の質問に答えて制限区域への出漁は捕えて裁判する、とのべて動揺させたのだから、交渉承諾は心理的に一層の効果をあげるに至つた。

ともあれ、代表は決定したが、出発の前17日には外務大臣から交渉は「公海における魚族資源の保護と海難船舶の救助」についてと訓令されることとなり、河野代表に対するブレーキが意図された。この条件は国交回復が主となつており、領土問題の話し合いが内容となるに違いないのだから交渉にのぞむ者にとつては随分と意地の悪いものだつた。だが河野代表はブルガーエーン首相と会う、ということに期待をもち、そこに政治的な解

決の意図をもつていたようである。そしてこの場合の交渉はそうした条件のあるなしにかゝらず最高首脳間の意志融合の一段階が必要であることは次のような点から当然であらう。

第1にソ連の日本に対する交渉方針は先に一般的な漁業協定をきめ、その一部として魚種の問題を話し合うというもので、そうしたやり方に従うとすれば、とても1月や2月できめられるものではない。日本として何をいっても目前の北洋問題を解決しなければならぬ。で、第1の問題がうまく引き抜けられたとすれば、次には乱獲論争が出て来る。ソ連は従来から日本がとり過ぎている、と云つているのだから制限問題を解決する時には或る数字以上には日本がとり過ぎるのか、そうでないのかをきめなければならない。日本の代表が乱獲していることを簡単に承認することは立場上考えられないし又ソ連が自説を撤回すれば今回の問題はあいまいになつてしまう。しかも現在の段階ではこの数字の一致ということは理論的にも到底考えられないことなのだから、この論争はし出せば際限のないことである。

日本の今の状態からすれば喧嘩をする訳はないし、又果しない論争をきり抜ける時間的な余裕もないのだから、どうしても一種の要請になるであろうし、まさに出漁せんとする北洋の船団を守り、漁場を維持することは最も重要な目的なのだから、或は懇請になり陳情にもならざるを得なくなる。

かくて、1国の交渉が陳情になることも考えられないし、基本的なものの論

争も好むところではないのだから、そこでは積み上げた一致点を期待することは出来ない。一足飛びに了解点が求められなければ交渉は成立しない。いわゆる「政治的解決」といわれ、首相のブルガーニン首相に対する親書説の肯定されてくる訳である。

× × × ×

21日午後8時、代表団は羽田を發つた。そして、その前の7時半とその後の9時の2回に亘つて前述のモスコウ放送が行われた。即ち「ソ連漁業省発表の北洋におけるサケ漁業規程」で、漁船、漁具についての制限規程である。こうしたソ連の発表のし方については前にのべたが、こゝ迄に及んだソ連政府の一連の公表は少くともその本筋は変更も撤回も期待出来ないと思われる。

その後、ソ連は東京にいるドムニツキー氏を召還し、新に漁業専門家を駐日させたい、との提案を行つた。ロンドンを通じてのこの提案は、20日に西大使に行われ、22日に日本に到着したと報告されたが、政府がこれを検討したのは25日で、この間の日数のずれは不思議に思える。日ソ関係が非常に神経的な状態であるのにもかゝらず、少くとも2日はこの対策がおくれることゝなつた。河野代表はこのためにストックホルムに滞在し、入ソを延期している。ソ連のこの申出は、代表部の承認をねらつてゐる、とも或は又、ドムニツキー氏を交渉に入れたいためとも考えられ、日本側としてもそのねらいが判然とせず、回答も簡単ではなかつたのかも知れない。とに角25日の衆院外務委員会に於てさえ、外相は岡田春夫氏の質問に答えてこの新しい申入

れがあつたかどうかは云えないと云つており、今まさにはじまろうという交渉を前にしてなにがそれ程重大なことだつたのか、理解に苦しむ。

× × × ×

こうして、代表団が出發してから、交渉開始までの10日の間にいくつかの重要な問題が投げかけられたが、その中に一つの挿話として植田一信氏の名前もあげなければならない。同氏の動向については巷説やら推測が行われたが今となつては全く関係がないと思われるのでふれない。いわゆる日ソ出漁企業組合として3月25日、イシコフ、ソ連漁業大臣に直接手紙を出し、今年度の北洋出漁船をまとめてソ連から許可を求めようとしたもので、相当以前からその働きかけは注目され、反響を呼びはしたが、植田氏そのものが業界には未知の人であるのと、余りにも実感の伴わないソ連の直接許可ということに疑点があつて加入者をよばなかつたものであるが、23日に至つてソ連の代表部はソ連政府がこの組合に許可を与えたことを公表し、許可はどんな漁船にもそれがソ連の制限措置に反しない限り發給することを明かにしたため、俄然波紋を画いた。

もしソ連が好意的に交渉の成立を希望しているならば、日本政府を通じないで個々の漁船に許可証を發給するということは考えられないことで、しかも後幾日かで交渉がはじまるというこの頃になつて交渉の目途一少くとも日本側の期待する一をひつくり返すようなこうした発表の仕方は異状なものに感ぜられた。一体この陰には何があつたのであろうか。最初から円満交渉を用意し、その演出効果

をあげるための一幕なのか、或は術策なしの質問があれば答え、正しいと思つたことはして行くというソ連の最近のすゝめ方として疑点を明らかにしてくれたのであろうか。その何れかはわからない。ただこうした動きに対して、一般の傾向は益々「先行不安」を思われしめ、今はもう河野代表の自信ありげな態度、「政治的な」と云つて行つたその顔色に悪くはなるまい、という期待をつないでいる状態となつていた。

× × × ×

かくて交渉開始となり、全国の視聴はモスコウに集る状態となつたが、現在までのソ連の動きを通じて、その発表している制限の内容は殆どくずされまい、という見方は間違いないと思われる。何しろ、ソ連は革命以来多年に亘つて、列強資本主義の包囲と干渉を切り抜けて今日の大をなした国である。現在、アメリカに匹敵する水爆をもち、景気の変動や失業の不安を知らぬ経済体制と外交手腕を兼備した強大国である。日本のなし得ることは偏見をすて、真面目に誠意をもつて当る外はあるまい。今年の場合は問題解決が急がれているために暫定的なとりきめになるではあろうが、今回のソ連の一応理論的な根拠をもつている措置に対してみても、今後のすゝめ方としては誠意をもつた態度でなければ根本的な解決にはならないであらう。

例えば、漁業専門家を派遣したいという代表部の実質的な承認問題にしても、双方の関係がどうであれ、友好的な交渉を期待して代表団が出発もしているのだから、応諾の空気はあつたに違いない。だから諾否に迷つた日数の幅が出て来た

のであろうが、もし応諾の傾向充分とみて先方が打ち出して来たものであれば、この問題についての日本側の困惑、混乱ぶりは恐らくソ連側の理解し得ざるものであるかも知れない。領土問題については齒舞、色丹の要求が半年後には千島回復に拡大して行つた。こうした過程から外国は或いは日本を納得させるより脅迫した方がよい相手だと判断するにいたるのではあるまいか。

× × × ×

今年度のものについてはどうでも決定するであらう。でなければ単に日本の北洋漁業が持ち込む困乱だけではなくて、ソ連の体面も傷つき、米、加を含めて今後の北洋資源の解決を困難に導くからである。然し、本質的な問題は終りはしない。以上にのべたようにソ連が投げかけて来ている一連の措置は本質的な解決であり、そのための回答は今年の漁期に入つている現在し尽す準備も、時間的余裕もないからである。外交官の行かない外交であり、「政治的な」解決を意図している以上自明の理であるが、それはそれとして、次々に上るべき階段はより実質的なもの、内容的なものとなるのでなければ国交回復も、北洋解決もなり立たない。

この意味でも今の日本は知らないことが多すぎる。もし、日米加の漁業協定成立を機に単に175度ラインを重視するだけでなく、本格的に鮭鱒資源の研究が行なわれていたらさ程困乱はなかつたかもしれぬ。又、当場の総合的研究計画が着実に実行されていたらそれからも多少の資料は用意されて示し得たかもしれない。残念ながら現在では当場の放流数と

洞窟推定数しか資料としては持ち得ないのだから、それが乱獲であるのか、ないのか、或ほどの程度の数字が漁獲の標準量と、なるのかわかりはしない。今後のキーポイントはこうした点での真面目な努力と双方の好意が問題解決の方向となるであろう。

(後記)

この原稿は4月下旬から準備され、5月10日に書き終えている。従つて大半は交渉前のもに属するので現在では無用のものになつているものもある。

鮭漁制限規程 ソ連

3月21日の日本に対する通告の1月後の4月21日、ソ連ではその細部規程を公表した。これによると、前回の2,500万尾の制限を明らかにし、その水域を決定している。これについてのモスクワ放送は次の通り。

○鮭の漁獲の制限は漁船の数の制限によつても行われる。漁に出る船はソ連漁業省の漁業監視機関から特別の許可証をもらつて出ることになる。どの漁船も漁獲が一定に制限され、一般漁船は1隻当り300トン、魚群の調査観測船は150トンに制限される。

○漁具も制限される。網は1隻当り延べ10キロを越えてはならない。鮭の通路を開けるために連続した長い網をたてることや、連続しなくても碁盤目型に網をたて、結局通路をふさぐようなことも禁止

然し敢てそうした点を削除しなかつたのは一連の継続的な問題を扱つている時には止むを得ないことでもあつたし後日の参考のためにはかえつてその時の情勢を知る上に便利かとも思われたからである。本誌発行の頃は恐らく交渉は妥結しているに違いない。若しこの一文が全く不要の冗文だつた時は自らの不明をはじる次第ですが、隔月刊という本誌の性格もあり、この辺のことは宜しく御諒察下さい。 <筆者>

する。網と網の間隔をどの方向にも少くとも15キロ以上離すことにする。網の目は55ミリより小さくてはならない。

○漁獲制限水域の鮭の保護と漁獲の監督はソ連漁業省の国家漁業局の漁業監視機関が行う。同水域の漁業規程の実行を監視する特別の監視船は漁業監視船の旗を掲げる。ソ連漁業省の国家漁業局の監督官は漁区に出て漁船や観測船の船長が許可証をもつているかどうか、漁具や漁具の使用、漁獲の方法、および漁獲の量が正しいかどうかを調べる。

○前に述べた水域にいる漁船や観測船の船長が許可証を持っていない場合や、漁具に違反があつた時には魚は現場で没収され、1万ルーブル以下の罰金が課せられる。これを払わない時には漁期が終るまでその船は抑留されることとなる。

○その他産卵期の漁獲規程に違反した場合は許可証を取上げられ統制漁区外に追放される場合がある。